

【 (仮)富士市まちづくり活動推進条例の構成 (案) 】

1 前文

(内容) 本市の地区まちづくり活動の歴史と、条例制定に至る背景等について示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 富士市のこれまでのまちづくり活動の評価
- ・ 地区まちづくり活動の自主性
- ・ 地区住民の参加と協働の促進
- ・ 世代、性別の垣根を超えた参画
- ・ 次世代育成、若者の参画
- ・ 将来課題への対応(少子高齢・人口減少、地方分権推進等)
- ・ これからの地域コミュニティのあり方 など

2 条例の目的

(内容) この条例は何のために制定され、どんな内容が謳われた条例なのかを示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 地区住民主体による持続可能な地域コミュニティづくり(地区まちづくり活動)の実現のために必要な事項等を定める。

3 用語の定義

(内容) 条例の中で使われる基礎的な言葉の意味を定義します。

《例》・「地区」とは、概ね小学校区を範囲とした区域

- ・ 「地区まちづくり活動」とは…。
- ・ 「まちづくり協議会」とは…。

4 地区まちづくり活動の基本理念(目標)

(内容) 地区まちづくり活動を推進するにあたり、根幹となる考え方や目標を示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 地区まちづくり活動の自主性の尊重
- ・ まちづくり協議会と市の対等なパートナーシップ
- ・ 地区住民の参加と協働の促進 など

5 市民の役割

(内容) 市民一人ひとりが、地区まちづくり活動を推進するためにできることを示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 居住地域への関心を高める
- ・ 地区まちづくり活動への参画推進 など

6 市の役割

(内容) 市が、地区まちづくり活動を推進するためにできることを示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 地区まちづくり活動の自主性の尊重
- ・ 地区まちづくり活動を推進するための施策の実施 など

7 まちづくり協議会と市の役割分担

(内容) 地区まちづくり活動を推進するにあたり、まちづくり協議会と市の関係性を示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 自助、共助、公助の仕組み
- ・ 補完性の原理
- ・ 対等の原則 など

8 まちづくり協議会の位置づけ

(内容) まちづくり協議会の地区まちづくり活動における位置づけについて示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 地区を代表する組織の位置づけ
- ・ 地区ガバナンスのあり方
- ・ 地区住民主体による地区まちづくりの推進 など

9 まちづくり協議会の役割

(内容) まちづくり協議会の地区まちづくり活動における役割について示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 地区内の団体の連携促進
- ・ 多様な主体との連携(NPO や企業との連携)
- ・ 地区人材の育成
- ・ 組織運営、事業の継続性
- ・ 地区の活動資金のあり方
- ・ 地区内への情報公開
- ・ 会計の透明性の確保 など

10 まちづくり協議会に対する市の支援

(内容) まちづくり協議会に対する市の支援のあり方について示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・人材育成
- ・財政支援、技術的支援 など

11 まちづくり協議会の活動拠点

(内容) まちづくり協議会の活動拠点について示します。

《例》・まちづくりセンターの設置、整備 など

12 諮問機関

(内容) 市の地域コミュニティ活性化施策に対して、第三者的立場から調査、提言する組織を設置することについて示します。

《例》・市の取組への評価、提言 など